平成 29 年 5 月 15 日

平成29年第2回登米市議会定例会 5月招集議会 提案理由説明書 (その2)

登米市議会 議員 番

報告第5号

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分 の報告について

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)が改正され児童福祉法の規定が、平成29年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 (新旧対照表6ページ)

報告第6号

登米市個人情報保護条例等の一部を改正する条例に係る専決処 分の報告について

本件は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第65 号)の施行期日が、平成 29 年 5 月 30 日と定められたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 (新旧対照表 9 ページ)

報告第7号

登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告に ついて

本件は、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する 法律(平成28年法律第86号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一 部を改正する政令(平成28年政令第360号)が平成28年11月28日にそれぞれ 公布され、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年 法律第2号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第118号)、 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第26号)及び地方 税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第27号)が平成29年 3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成29年4月1日から施行 されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、 議会に報告するものであります。 報告第8号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について(平成29年2月17日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課事務連絡)に伴う、国民健康保険税の減免の見直しに関する本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 (新旧対照表60ページ)

報告第9号

登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(平成 29 年総務省令第 28 号)が、平成 29 年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものであります。 (新旧対照表 61 ページ)

報告第 10 号

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除 に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告につ いて

本件は、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(平成 29 年総務省令第 28 号)が、平成 29 年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

(新旧対照表 62 ページ)

報告第11号

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(平成 29 年総務省令第 28 号)が平成 29 年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

(新旧対照表 63 ページ)

議案第39号

平成 29 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算 (第1号)

本案は、平成 29 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について、利用者転倒事故の賠償保険金として収益的収入で特別利益527万2千円を増額し、相手方への損害賠償金及び裁判費用等として収益的支出で特別損失527万3千円を増額して計上するものであります。

議案第 40 号

損害賠償の額を定めることについて

本案は、平成24年12月28日に、登米市立豊里老人保健施設で発生した利用者転倒事故に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第5号関係

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び登米市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

第1条関係(登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

改正案

第1条~第8条 (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親

その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条、第8条の3第1項から第3項まで及び第15条第1項において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) • (2) (略)

現

第1条~第8条 (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

| 第8条の2 | 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところによ り、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定 により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組 の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事 件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に 監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第 3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員 に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親とな ることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定め る者を含む。以下この条、第8条の3第1項から第3項まで及び第15 条第1項において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務 の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職 員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育 児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時 刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。) をさせるものとする。

行

(1) · (2) (略)

2・3 (略)	2・3 (略)
第8条の3~第19条 (略)	第8条の3~第19条 (略)

- 7 -

改正案

第1条~第2条 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>として当

該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項 第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第2条の3~第20条 (略)

第1条~第2条 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

現

行

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第2条の3~第20条 (略)

 ∞

第30条~第42条

(略)

登米市個人情報保護条例 新旧対照表

第1条関係(登米市個人情報保護条例の一部改正)

改正案 行 第1条~第28条 (略) 第1条~第28条 (略) (利用停止請求権) (利用停止請求権) 第29条 (略) 第29条 (略) 2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第25条第1項各号に 2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第25条第1項各号に 掲げる自己情報のうち、保有特定個人情報に限る。以下この項におい 掲げる自己情報のうち、保有特定個人情報に限る。以下この項におい て同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この て同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この 条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機 条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機 関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、 関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、 当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特 当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特 別の手続が定められているときは、この限りでない。 別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得さ (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得さ れたものでないとき、第4条第2項の規定に違反して保有されてい れたものでないとき、第4条第2項の規定に違反して保有されてい るとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法 るとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法 第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、 第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、 又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイ 又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイ ルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は ルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は 消去 消去 (略) (2)(略) 3 • 4 (略) 3 • 4 (略)

第30条~第42条

(略)

第2条関係(登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

改正案

第1条 (略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。

(1) \sim (8) (略)

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項<u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第28条の2において同じ。)</u>に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第3条~28条 (略)

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第28条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第29条~第42条 (略)

第1条 (略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。

行

現

(1) \sim (8) (略)

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項

に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第3条~28条 (略)

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第28条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は 情報提供者

____(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第29条~第42条 (略)

登米市税条例 新旧対照表

第1条関係(登米市税条例の一部改正)

改正案

第1条~第18条の4

第1条~第18条の4

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若 しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下 この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項におい て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法 第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条 の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条 第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限 後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税 額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長 された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセン ト(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げ る期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算 して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならな V 1

(1) (略)

(2)

第98条第1項若しくは第2

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若 しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下 この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項におい て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法 第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条 の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条 第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限 後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税 額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長 された納期限とする。以下第1号及び第2号 において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセン ト(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号 に掲げ る期間 については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算 して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならな V)

- (1) (略)
- (2) <u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又</u> は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2

項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3)

第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又 は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるも のを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第20条~第32条 (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の 属する年度分の特定配当等申告書(

一下民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ</u>。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配

項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

第20条~第32条 (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 • 3 (略)

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配

当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u>

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確 定申告書に限る。)
- 5 (略)
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項

____。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項 その他施行規則に定める事項の記載があるとき (特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確 定申告書に限る。)

当等に係る所得の金額については、適用しない。
5 (略)
6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年
の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(そ
<u>の提出期限後において</u> 市民税の納税通知書が送達される時までに提出
されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告
書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項
その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書
 にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市
の金額については、適用しない。

第34条~第34条の8 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等 申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった 特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額 を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申 告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基 礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款 規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は 当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及 び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 • 3 (略)

第35条~第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により 提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により 納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人が、 外国の法人税等を課された場合には 、法第321条の8第24項及び 令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定によ り申告納付すべき法人税割額から控除する。

第34条~第34条の8 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書

_____に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった 特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額 を課された場合又は同条第6項の申告書

一に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 • 3 (略)

第35条~第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人が、 外国の法人税等を課された場合<u>においては</u>、法第321条の8第24項及び 令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定によ り申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により、納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする___。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については_____、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により 法人税 に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法 第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法<u>第75条の2第9項</u>(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法<u>第75条の2第9項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税割額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人

(1) · (2) (略)

- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税割額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人

税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

第49条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により、納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正」に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正 により納付すべ

税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2 の規定を適用することができる。

第49条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出 があったとき (当該修正申告書に係る市民税について同条第1項 、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべ

き税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) (略)
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

第51条~第60条 (略)

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

- 8 法第349条の3<u>又は第349条の3の4から第349条の5まで</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3<u>又は第349条の3の4から第349条の5まで</u>に定める額とする。
- 9 10 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

き税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については____、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る 市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで

_____の期間

第51条~第60条 (略)

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 法第349条の3<u>第349条の4又は第349条の5</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3<u>第349条の4又は第349条の5</u>

に定める額とする。

9 • 10 (略)

- 第61条の2 <u>法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合</u> は2分の1とする。
- 2 <u>法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の</u> 1とする。
- 3 <u>法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の</u> 1とする。

第62条~第63条 (略)

(施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u>の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及 び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者 の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市 長に提出して行わなければならない。

(1) • (2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋

______に係る建物の区分所有等に関する法 律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>按分の</u>申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

第62条~第63条 (略)

(施行規則第15条の3第2項

の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項

____の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) • (2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋<u>の区分所有</u> 者全員の共有に属する共有部分に係る建物の区分所有等に関する法 律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分の</u>申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる 割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び 次項において「特定被災共用土地」という。) に係る固定資産税額の按 分の 申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の 代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第7 4条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第3 49条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避 難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3 第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において 「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に 規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後 の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年 の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度まで の各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推 進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が 定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日 の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2にお いて同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起 算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。) の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行 わなければならない。

(1)~(5) (略)

 $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる 割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び 次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>あ</u> <u>ん分の</u>申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の 代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第7 4条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第3 49条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避 難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3 第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において 「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に 規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後 の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年 の1月1日以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度まで の各年度

の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)~(5) (略)

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる 割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

第64条~第74条

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければな

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる 割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の <u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

第64条~第74条

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

)の初日

の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に 掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければな らない。

(1)~(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

第75条~第156条 (略)

附則

第1条~第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 · 3 (略)

第7条~第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市 民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置 らない。

(1)~(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度 の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避 難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災 年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>以後3年</u>

を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分

_____)の固定資産税については、前条の規定は、適用し

ない。

第75条~第156条 (略)

附則

第1条~第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 · 3 (略)

第7条~第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市 民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置 法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 • 3 (略)

第7条の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2·3 (略)

第9条・第9条の2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年 度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から 第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349 条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 · 3 (略)

第7条の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 • 3 (略)

第9条・第9条の2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 法<u>附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法<u>附則第15条第32項第1号口</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の</u> 2とする。
- 12 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 1 とする。
- 13 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 14 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 法<u>附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法<u>附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 <u>法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の</u> 2とする。
- 12 <u>法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の</u> 2とする。
- 13 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の 3とする。
- 14 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の 適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで

に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第3項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12条第21項第1号ロに</u>規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則第12条第24項において準用する</u> 同条第17項に規定する 従前の権利に対応する部分の床面積
- (3) (略)
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震 改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第1</u> 2条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に 提出しなければならない。

に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第2項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12条第21項第2号</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けよ うとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則第12</u> <u>条第23項の規定により読み替えて適用される</u>同条第17項に規定する 従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第1</u>2条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の 高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3 月以内に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9</u> 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

- (4) 令<u>附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱 損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする 者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定 する補助金等
- (6) (略)
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付

(1)~(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の 高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3 月以内に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

- (4) 令<u>附則第12条第28項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) (略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱 損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする 者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項 各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) \sim (4) (略)

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第36項</u>に規定 する補助金等
- (6) (略)

して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名 称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第 9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次 に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に 掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名 称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する 部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書</u>を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書<u>に施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となった 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

第11条~第15条 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8, 200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書<u>に施行規則附則第7条第11項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第24項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第11項</u>に規定する補助の算定の基礎となった 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

第11条~第15条 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

5,000円 6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に<u>掲げる</u>3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に<u>掲げる</u> 3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条(第5項を除く。)</u>において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分 の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>同条の</u>規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動

5,000円 6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に<u>規定する</u>3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用について

は、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

| 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動

車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5, 200円
	10,800円	8, 100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5, 200円
	10,800円	8, 100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第82条の規定の適 用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自 動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自 動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 | 第16条の2 削除 が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動 車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法 附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項に おいて同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第8 3条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納 期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土 交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請を した者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りそ の他不正の手段を含む。) により国土交通大臣の認定等を受けたことを 事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したこ とによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦 課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者と みなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。) を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、 同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算

した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
 - (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
 - (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。
- 3 (略)

第16条の4・第17条 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定 上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」 という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者 が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配 当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33 条第4項に規定する申告書 を提出した場合

上版り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>第33条第1項</u>及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 (略)

第16条の4・第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第1項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項 において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場合に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3~第20条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する主地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第4項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場合に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法<u>附則第34条の2第9項</u>の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3~第20条 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特 例)

第20条の2 (略)

2 • 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4 月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(

市民税の納

税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以 下この項において同じ 。) に前項後段

の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申 告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が 認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告 書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれ らの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定 を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでな V /

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確 定申告書に限る。)
- 5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特 例)

第20条の3 (略)

2 • 3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特 例)

第20条の2 (略)

2 • 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4 月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提 出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納 税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提 出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。) に前項後段 の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書 にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が 認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特 例)

第20条の3 (略)

2 • 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4

月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(

______市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ

___。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない 理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めると</u>きは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確 定申告書に限る。)
- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書

_にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額

月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提
<u>出期限後において</u> 市民税の納税通知書が送達される時までに提出され
たもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を
<u>含む</u> 。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき
(これらの申告書 にその記載がないことについてやむを得ない
理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額

の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第21条~第23条 (略)

の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第21条~第23条 (略)

改正案

第1条~第18条の2 (略)

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。

第18条の4 (略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5 (第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項 (第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項 (法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなけ

九

第1条~第18条の2 (略)

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

第18条の4 (略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5 (第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条_____、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなけ

ればならない。

- (1) (略)
- (2) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

第20条~第79条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

- 第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u>
- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項 に規定する者を含まないものとする。
- 3 軽自動車等の所有者が法<u>第445条第1項</u>の規定<u>により種別割</u> を 課することができない者である場合<u>には、第1項の規定にかかわらず</u>、 その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自動車等</u>に ついては、これを課さない。

ればならない。

- (1) (略)
- (2) <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告 書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除 く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期 間
- (3) <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告 書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係 る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経 過する日までの期間

(4) (略)

第20条~第79条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

- 第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。) に対し、その所有者に課する。
- 2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所 有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を 当該軽自動車等の所有者とみなす。
- _____を 3 軽自動車等の所有者が法<u>第443条第1項</u>の規定<u>によって軽自動車税</u>を わらず、 課することができない者である場合<u>においては</u> 、 <u>か車等</u>に その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>もの</u>に ついては、これを課さない。

(日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の 範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の

(軽自動車税のみなす課税)

- 第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権 を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前 条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において 「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者と みなして、軽自動車税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主 の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取 得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の 軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取 得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の 範囲) 事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動 車税を課さない。

(1) 救急用のもの

第81条 削除

- 第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の 事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動 車税を課さない。
 - (1) 救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のため に通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算 定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境 性能割の税率は、当該各号に定める率とする。
 - (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の 規定の適用を受けるもの 100分の1
 - (2) <u>法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の</u> 規定の適用を受けるもの 100分の2
 - (3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> (環境性能割の徴収の方法)
- 第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

- 第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる 3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、 施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その 申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、 法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日

までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければ ならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

- 第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

- 第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第 90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち 必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割 の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 軽自動車及び小型特殊自動車
 - ア 軽自動車
 - (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
 - (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
 - (ウ) 4輪以上のもの
 - <u>a</u> 乗用のもの

(軽自動車税の税率)

- 第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 軽自動車及び小型特殊自動車
 - ア 軽自動車
 - 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
 - 3輪のもの 年額 3,900円
 - 4輪以上のもの

乗用のもの

- (a) 営業用 年額 6,900円
- (b) 自家用 年額 10,800円
- b 貨物用のもの
 - (a) 営業用 年額 3,800円
 - (b) 自家用 年額 5,000円
- イ 小型特殊自動車
 - (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
 - (イ) その他のもの 年額 5,900円
- (3) (略)

(種別割 の賦課期日及び納期)

第83条 種別割 の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割 の納期は、4月17日から同月30日までとする。

第84条 (略)

(種別割 の徴収の方法)

第85条 種別割 は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 (略)

(種別割 に関する申告又は報告)

- 第87条 種別割 の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者 (以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。) は、軽自動 車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自 動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式によ る申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあ っては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証 明すべき書類を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月17日から同月30日までとする。

第84条 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 (略)

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者 (以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。) は、軽自動 車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自 動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式 によ る申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあ っては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証 明すべき書類を市長に提出しなければならない。

合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった 事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者につ いては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び 小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様 式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定 により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でな くなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又 は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機 付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則 第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車 等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった 場合には、当該請求があった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げ る事項を報告しなければならない。

(1)~(6) (略)

(種別割 に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等 の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当 な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対 し、10万円以下の過料を科する。

2 · 3 (略)

(種別割 の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する 軽自動車等のうち 必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった 事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者につ いては施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機付自転車及び 小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様 式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定 により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でな くなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又 は使用者については施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機 付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則 第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車 等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった 場合には、当該請求があった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げ る事項を報告しなければならない。

(1)~(6) (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等 の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当 な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対 し、10万円以下の過料を科する。

2 · 3 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等

に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって種別割 の減免を受けようとする者は、納期限 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限

前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び 次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する 書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (8)$ (略)

3 第1項の規定によって種別割 の減免を受けた者は、その事由が消 滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならな V)

(身体障害者等に対する種別割 の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対して は、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。) が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障 害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身 体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」 という。) のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身 体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のた めに当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限 る。) を常時介護する者が運転するもの

(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割 の減免を受けようとする者は、 納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律 第283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特 別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の 交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあ

前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び 次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する 書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) \sim (8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消 滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならな V)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等 に対して

は、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。) が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障 害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身 体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」 という。) のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身 体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のた めに当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限 る。) を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認める もの(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、 納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律 第283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特 別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の 交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあ

っては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

- 3 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>前条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法<u>第445条</u>若しくは<u>第81条の2</u>又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、

っては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

- 3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>第89条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法<u>第443条</u>若しくは<u>第80条の2</u>又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊 自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、 標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割 を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割 を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

 $3 \sim 6$ (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付 自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないことと なったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使 用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動 車に対して種別割 が課されることとなったときは、その事由が発生 した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなけ ればならない。

8 • 9 (略)

第92条~第156条 (略)

附則

第1条~第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第 2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例 により、行うものとする。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の 範囲の特例)

第15条の2の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、日

標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

 $3 \sim 6$ (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付 自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないことと なったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使 用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動 車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生 した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなけ ればならない。

8 • 9 (略)

第92条~第156条 (略)

附則

第1条~第15条 (略)

本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業 の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税 の環境性能割を課さない。

- (1) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する3輪以上の軽自動車
- (2) 血液事業の用に供する3輪以上の軽自動車
- (3) 救護資材の運搬の用に供する3輪以上の軽自動車

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

- 第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定により減免すべき税額は、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車の例によるものとする。
- 3 第1項の規定により軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車の例により、減免の手続を行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務 を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲 げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の 適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u>

(軽自動車税の種別割 の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	4,600円
第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(軽自動車税	の税率の特例
	* 2 100 1 * 2 10 10 10

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税______に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月 1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

I	
49	
- 1	

る字句とする。

第2号ア	3,900円	<u>1,000円</u>
	6,900円	<u>1,800円</u>
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同 じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28 年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	<u>1,900円</u>
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適 用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自 動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 第16条の2 削除

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第8 3条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、 同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算 した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

第16条の3~第23条 (略)

第16条の3~第23条 (略)

第3条関係 (登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

改正案	現 行
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
附則	附則

第1条~第5条 (略)

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後 段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して 課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の 適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号イ	3,900円	3, 100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7, 200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表	第82条	登米市税条例の一部
以外の部分		を改正する条例(平
		成26年登米市条例第
		28号。以下この条に
		おいて「平成26年改
		正条例」という。)
		附則第6条の規定に
		より読み替えて適用

第1条~第5条 (略)

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後 段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して 課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の 適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号イ	3,900円	3, 100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7, 200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表	第82条	登米市税条例の一部
以外の部分		を改正する条例(平成
		26年登米市条例第28
		号。以下この条におい
		て「平成26年改正条
		例」という。) 附則第
		6条の規定により読
		み替えて適用される

		される第82条
新条例附則第16条の表	第2号イ	平成26年改正条例附
第2号イの項		則第6条の規定によ
		り読み替えて適用さ
		れる第82条第2号イ
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

			第82条
新条例附則第16条の表	第82条第2号イ		平成26年改正条例附
第82条第2号イの項			則第6条の規定によ
			り読み替えて適用さ
			れる第82条第2号イ
		3,900円	3, 100円
		6,900円	5, 500円
		10,800円	7, 200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

第4条関係 (登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

改正	現 行						
第1条・第2条 (略)			第1条・第2条	(略)			
				(#ロ)			
附則			附則				
第1条~第5条 (略)			第1条~第5条	(略)			
第6条 平成27年3月31日以前に初め	て道路運送車両法	第60条第1項後	第6条 平成27年	年3月31	日以前に初めて道路運送車	両法第60条第1項後	
段の規定による車両番号の指定を受	けた3輪以上の軽	を自動車に対して	段の規定によ	る車両番	号の指定を受けた3輪以上	の軽自動車に対して	
課する軽自動車税 <u>の種別割</u> に係る <u>登米市税条例第82条及び</u> 附則第16条			課する軽自動車税に係る <u>新条例第82条及び新条例</u> 附則第16条				
の規定の適用については、次の表の	の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる <u>同条例の</u> 規定中同表			の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表			
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同	表の右欄に掲げる	字句とする。	の中欄に掲げ	る字句は	、それぞれ同表の右欄に掲	げる字句とする。	
第82条第2号ア(イ)	<u>3,900円</u>	3,100円	新条例第82条第	第2号イ	3,900円	<u>3,100円</u>	
第82条第2号ア(ウ)a	<u>6,900円</u>	5,500円			6,900円	5,500円	
	10,800円	7,200円			10,800円	7, 200円	
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円			3,800円	3,000円	
	5,000円	4,000円			5,000円	4,000円	
附則第16条第1項	第82条	登米市税条例及	新条例附則第1	6条の表	第82条	登米市税条例の一部	
		び登米市税条例	以外の部分			を改正する条例(平成	
		の一部を改正す				26年登米市条例第28	
		る条例の一部を				号。以下この条におい	
		改正する条例 (平				て「平成26年改正条	
		成26年登米市条				例」という。)附則第	
		例第28号。以下こ				6条の規定により読	
		の条において「平				み替えて適用される	

	ı	1
		成26年改正条例」
		という。) 附則第
		6条の規定によ
		り読み替えて適
		用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)	第2号ア(イ)	平成26年改正条
の項		例附則第6条の
		規定により読み
		替えて適用され
		る第82条第2号
		ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条
<u>(ウ)aの項</u>		例附則第6条の
		規定により読み
		替えて適用され
		る第82条第2号
		<u>ア(ウ)a</u>
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条
<u>(ウ)bの項</u>		例附則第6条の
		規定により読み

		第82条
新条例附則第16条の表	第2号イ	平成26年改正条例附
第2号イの項		則第6条の規定によ
		り読み替えて適用さ
		れる第82条第2号イ
	3,900円	3, 100円
	6,900円	5, 500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

	替えて適用され る第82条第2号
	ア(ウ)b
3,800円	3,000円
5,000円	4,000円

第5条関係 (登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

改正案			現 行				
第1条・第2条 (略)			第1条・第2条 (略)				
附則			附則				
第1条~第4条 (略)	第1条~第4条 (略)			第1条~第4条 (略)			
(市たばこ税に関する経過措置)			(市たばこ税に関する経過措置)				
第5条 (略)	第5条 (略)			第5条 (略)			
2~6 (略)	$2\sim6$ (略)			$2\sim 6$ (略)			
7 第4項の規定により市たばこ税を課す	る場合においては、同項から前	ĵ 7	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前				
項までに規定するもののほか、新条例第	519条、第98条第4項及び第5		項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5				
項、第100条の2並びに第101条の規定を	項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、			項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、			
次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ			次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。						
第19条 第98条第1項若しくは第 登米市税条例等の一部を改正			第19条	第98条第1項若しくは第	登米市税条例等の一部を改正		
2項、	する条例(平成27年登米市条			2項、	する条例(平成27年登米市条		
例第29号。以下この条及び第 2章第4節において「平成27 年改正条例」という。)附則 第5条第6項、					例第29号。以下この条及び第		
					2章第4節において「平成27		
					年改正条例」という。) 附則		
					第5条第6項、		
第19条第2号 第98条第1項若しくは第	平成27年改正条例附則第5条		第19条第2号	第98条第1項若しくは第	平成27年改正条例附則第5条		
2項	第5項			2項	第5項		

第19条第3号		平成27年改正条例附則第5条	第19条第3号	第48条第1項の申告書 (法	平成27年改正条例附則第5条
		第6項の納期限		第321条の8第22項及び第	第6項の納期限
				23項の申告書を除く。)、	
	第81条の6第1項の申告			第98条第1項	
	書、第98条第1項若しくは			若しくは	
	第2項の申告書又は第139			第2項の申告書又は第139	
	条第1項の申告書でその			条第1項の申告書でその	
	提出期限			提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式	平成27年改正法附則第20条第	第98条第4項	施行規則第34号の2様式	平成27年改正法附則第20条第
	又は第34号の2の2様式	4項の規定		又は第34号の2の2様式	4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条	第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条
		第6項			第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条	第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条
		第5項			第5項
	当該各項	同項		当該各項	同項
第101条第2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条	第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条
項		第6項			第6項

第6条関係 (登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

改正案

(登米市税条例の一部改正)

改正する。

第2条 (略)

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中登米市税条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並び に第2条中登米市税条例等の一部を改正する条例(平成27年登米市 条例第29号) 附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、登 米市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部 分に限る。)並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1 日
 - (2) 第1条中登米市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の 規定 平成30年1月1日
- 第2条 第1条の規定による改正後の登米市税条例(以下「新条例」とい う。) 第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以

(登米市税条例の一部改正)

第1条 登米市税条例(平成17年登米市条例第65号)の一部を次のように | 第1条 登米市税条例(平成17年登米市条例第65号)の一部を次のように 改正する。

第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第2条 (略)

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中登米市税条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並び に第2条中登米市税条例等の一部を改正する条例(平成27年登米市 条例第29号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、登 米市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部 分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1 日
 - (2) 第1条中登米市税条例第34条の4の改正規定及び次条第3項の 規定 平成29年4月1日
 - (3) 第1条中登米市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の 規定 平成30年1月1日
- 第2条 第1条の規定による改正後の登米市税条例(以下「新条例」とい う。)第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以

後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に 係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる 規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定す る納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

第3条 (略)

後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に 係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後 に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事 業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度 分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民 税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる 規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定す る納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

第3条 (略)

(趣旨)

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

改正案

<u> </u> Д. Д. ;

(趣旨)

第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から<u>平成29年度分</u>まで

の国民健康保険税の軽減及び免除(以下「減免」という。) について は、この条例の定めるところによる。

第2条・第3条 (略)

(国民健康保険税の減免)

第4条 (略)

2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退 き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避 難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となって いる区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから 転入した者に係る平成23年度から平成29年度までに課する当該年度分 の国民健康保険税については、平成30年3月末日までに普通徴収の納 期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付 の支払日)が到来するものに限り、免除する。

第5条~第7条 (略)

第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から平成28年度分までの国民健康保険税の軽減及び免除(以下「減免」という。)については、この条例の定めるところによる。

行

第2条·第3条 (略)

(国民健康保険税の減免)

第4条 (略)

2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退 き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区 域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避 難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となって いる区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから 転入した者に係る平成23年度から平成28年度までに課する当該年度分 の国民健康保険税については、平成29年3月末日までに普通徴収の納 期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付 の支払日)が到来するものに限り、免除する。

第5条~第7条 (略)

登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案

第1条 (略)

第1条 (略)

(課税免除の適用)

第2条 復興産業集積区域内において、法第4条第9項の規定による復 興推進計画の認定の日(以下「認定日」という。)から平成33年3月3 1日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免 除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成2 3年総務省令第168号) 第1条第1号に規定する対象施設等(以下「対 象施設等」という。)を新設し、又は増設した者(法第2条第3項第 2号イ又は口に掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条 第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1 項に規定する指定法人に該当するものであって認定日から平成33年3 月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたも のに限る。) については、当該対象施設等である家屋及び償却資産並 びに当該家屋の敷地である土地(認定日以後において取得したものに 限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年 以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合にお ける当該土地に限る。) に対して新たに固定資産税が課されることと なった年度(当該固定資産を当該対象施設等の用に供した日の属する 年の翌年の1月1日(当該対象施設等の用に供した日が1月1日の場 合は、同日)を賦課期日とする年度)以後5筒年度に限り、当該固定 資産税を免除する。

第3条~第5条 (略)

(課税免除の適用)

第2条 復興産業集積区域内において、法第4条第9項の規定による復 興推進計画の認定の日(以下「認定日」という。)から平成29年3月3 1日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免 除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成2 3年総務省令第168号) 第1条第1号に規定する対象施設等(以下「対 象施設等」という。)を新設し、又は増設した者(法第2条第3項第 2号イ又は口に掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条 第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1 項に規定する指定法人に該当するものであって認定日から平成29年3 月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたも のに限る。) については、当該対象施設等である家屋及び償却資産並 びに当該家屋の敷地である土地(認定日以後において取得したものに 限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年 以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合にお ける当該土地に限る。) に対して新たに固定資産税が課されることと なった年度(当該固定資産を当該対象施設等の用に供した日の属する 年の翌年の1月1日(当該対象施設等の用に供した日が1月1日の場 合は、同日)を賦課期日とする年度)以後5筒年度に限り、当該固定 資産税を免除する。

行

第3条~第5条 (略)

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案

第1条 (略)

第1条 (略)

(課税免除の適用)

第2条 平成31年3月31日までの間に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、情報通信技術利用事業(法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超える家屋及び償却資産を新設し、又は増設した場合における当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)の所有者については、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3か年度に限り、当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するものとする。

第3条~第5条 (略)

(課税免除の適用)

第2条 平成29年3月31日までの間に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、情報通信技術利用事業(法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超える家屋及び償却資産を新設し、又は増設した場合における当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)の所有者については、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3か年度に限り、当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するものとする。

行

第3条~第5条 (略)

報告第 11 号関係

第1条

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案

第1条 (略)

(課税免除の適用)

(略) (課税免除の適用)

第2条 同意集積区域内において、法第5条第5項の規定による産業集 **積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意(当該同意が** 平成30年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」 という。)から起算して5年を経過する日までの期間に、法第15条第 2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する 特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産 業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定め る省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条に 規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法 第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に 規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施 設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分 に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを 除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに 限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年 以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があっ た場合における当該土地に限る。) に対して最初に固定資産税が課さ れることとなった年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供した日 の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が1月1 日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、当該固 定資産税を免除する。

第2条 同意集積区域内において、法第5条第5項の規定による産業集 積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意(当該同意が 平成29年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」 という。)から起算して5年を経過する日までの期間に、法第15条第 2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する 特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産 業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定め る省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条に 規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法 第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に 規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施 設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分 に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを 除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに 限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年 以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があっ た場合における当該土地に限る。) に対して最初に固定資産税が課さ れることとなった年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供した日 の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が1月1 日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、当該固 定資産税を免除する。

行